

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年2月14日

【四半期会計期間】 第104期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)

【会社名】 株式会社京都ホテル

【英訳名】 THE KYOTO HOTEL, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福永 法弘

【本店の所在の場所】 京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

【電話番号】 京都075(211)5111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 井手 章

【最寄りの連絡場所】 京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

【電話番号】 京都075(211)5111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 井手 章

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 第3四半期 累計期間	第104期 第3四半期 累計期間	第103期
会計期間	自 2021年 4月 1日 至 2021年12月31日	自 2022年 4月 1日 至 2022年12月31日	自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日
売上高 (千円)	3,191,977	5,369,822	4,267,951
経常利益又は経常損失() (千円)	766,233	31,702	1,092,729
四半期純利益又は四半期(当期)純 損失() (千円)	321,701	19,627	651,999
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 普通株式 (株)	12,065,400	12,065,400	12,065,400
A種優先株式	1,000	1,000	1,000
純資産額 (千円)	1,382,614	1,051,861	1,052,316
総資産額 (千円)	17,182,962	16,298,000	16,342,215
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	27.51	1.63	55.70
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 普通株式 (円)			
A種優先株式			20,054.79
自己資本比率 (%)	8.0	6.5	6.4

回次	第103期 第3四半期 会計期間	第104期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 2021年10月 1日 至 2021年12月31日	自 2022年10月 1日 至 2022年12月31日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	1.02	26.39

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、当第3四半期累計期間における重要事象等は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

重要事象等について

当第3四半期累計期間において当社は、営業損失111百万円を計上しました。前年同期に比して業績は改善傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症による影響により事業環境の不確実性はいまだ存在しているため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。ただし、当社では、前事業年度の有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載した対応策を着実に実行していくことで、当面の資金繰りに懸念はないと判断しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や原油価格高騰に伴う物価の上昇、急激な円安などにより先行きは依然として不透明な状況が続いております。

京都のホテル業界におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の解除や行政による観光支援策などにより宿泊客の増加や、飲食を伴う宴会の利用が増えつつあり、緩やかな回復傾向にあります。

当社におきましても、10月以降では秋の観光シーズンや行政による観光支援策などにより宿泊客がコロナ禍前に近い状況まで回復いたしました。地元客を中心としたレストラン利用も引き続き回復傾向で推移しております。また、利用制限の影響を最も受けた食事を伴う宴会の制限等も緩和され、宴会利用も回復傾向で推移しており、先のご予約が増加しております。

当社では引き続き、ホテル従業員及び関連スタッフの新型コロナウイルス感染予防対策を徹底して取り組み、お客様の安心安全を第一に、宿泊・飲食などの各ご利用に合わせたガイドラインを作成し、ご案内しております。

この結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高5,369百万円(前年同期比2,177百万円増)、営業損失111百万円(前年同期は営業損失1,495百万円)、経常利益31百万円(前年同期は経常損失766百万円)、四半期純利益19百万円(前年同期は四半期純損失321百万円)となりました。

ホテル事業の部門別の営業概況は次のとおりです。

(宿泊部門)

ホテルオークラ京都では、春先から個人利用を中心に宿泊客の増加傾向が進んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症の第7波の影響により7月頃には予約状況が停滞しました。しかしながら、秋からは旅行支援事業の全国展開や入国制限の一部緩和による外国人観光客の増加により、緩やかに回復しております。

からすま京都ホテルにおいても、10月以降は旅行支援事業の全国展開や修学旅行の取り込みに引き続き注力したこと、また秋の行楽シーズンとの相乗効果により、回復傾向にあります。

この結果、宿泊部門の売上高は1,982百万円(前年同期比978百万円増)となりました。

(宴会部門)

ホテルオークラ京都では、新型コロナウイルス感染症の第7波、第8波の影響によるキャンセルが増えた時期があったものの、規制緩和により、特に10月以降は飲食を伴う宴席の増加や、忘年会、海外からの研修を伴う宴席の開催等により、前年を大きく上回りました。

からすま京都ホテルにおいても、低調な時期はあったものの、宴会件数の増加に伴い回復傾向にあります。

この結果、宴会部門の売上高は1,477百万円(前年同期比706百万円増)となりました。

(レストラン部門)

ホテルオークラ京都では、規制緩和等により座席数や営業時間を拡大いたしました。また、おせち料理の販売強化や価格改定などにより、大幅に売上を改善することができました。

からすま京都ホテルにおいても、特にランチ営業は好調に推移しており、夜もファミリー層を中心に回復傾向にあります。

この結果、レストラン部門の売上高は1,539百万円(前年同期比473百万円増)となりました。

(その他部門)

テナント部門やホテルオークラ京都のフィットネスクラブなどの売上については、堅調に推移しております。

この結果、その他部門の売上高は370百万円(前年同期比20百万円増)となりました。

部門別の売上高及び構成比等は、以下のとおりです。

区分	当第3四半期累計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年12月31日)		対前年同四半期 増減率(%)
	金額(千円)	構成比(%)	
宿泊部門	1,982,097	36.9	+97.4
宴会部門	1,477,839	27.5	+91.6
レストラン部門	1,539,005	28.7	+44.4
その他部門	370,880	6.9	+5.7
合計	5,369,822	100.0	+68.2

(財政状態)

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ44百万円減少し、16,298百万円となりました。

負債につきましては、前事業年度末に比べ43百万円減少し、15,246百万円となりました。また、純資産は前事業年度末とほぼ同額の1,051百万円となり、自己資本比率は6.5%となりました。

なお、引き続き厳しい経営環境が続くことが見込まれることから、当事業年度におきましても、必要不可欠なメンテナンス工事を除く設備投資計画はせず、売上等の回復状況により新規設備投資は検討することといたしました。また、金融機関との良好な関係のもと、資金確保を確実に実行いたします。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
A種優先株式	1,000
計	15,000,000

(注)当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式15,000,000株、A種優先株式1,000株であり、合計では15,001,000株となりますが、発行可能株式総数は、15,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,065,400	12,065,400	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	1,000	1,000	非上場	単元株式数は1株であります。(注)
計	12,066,400	12,066,400		

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

単元株式数は1株であります。

優先配当金

イ 優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき(以下当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

ロ 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。

ハ 非参加条項

当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

二 優先中間配当金

期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。

残余財産の分配

残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。))と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

A種優先株主等に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

金銭を対価とする償還請求権

A種優先株主は、いつでも、当社に対し、会社法第461条第2項所定の分配可能額を取得の上限として、A

種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

金銭を対価とする取得条項

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本強制償還価額相当額から控除する。

議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

株式の併合または分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしてありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年12月31日		普通株式 12,065,400 A種優先株式 1,000		100,000		25,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2022年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,000		(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,060,100	120,601	同上
単元未満株式	普通株式 5,100		
発行済株式総数	12,066,400		
総株主の議決権		120,601	

(注) A種優先株式の内容は、「(1)株式の総数等 発行済株式 (注)」に記載のとおりです。

【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社京都ホテル	京都市中京区河原町通二条 南入一之船入町537番地の4	200	-	200	0.00
計		200	-	200	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2022年10月1日から2022年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2022年4月1日から2022年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、ひかり監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,226,599	2,428,848
売掛金	287,241	541,234
原材料及び貯蔵品	55,447	94,714
前払費用	44,397	30,483
その他	37,503	29,410
貸倒引当金	174	361
流動資産合計	2,651,015	3,124,329
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	8,253,000	7,800,694
構築物（純額）	17,482	15,790
機械装置及び運搬具（純額）	116,087	109,318
器具及び備品（純額）	220,046	196,525
土地	4,890,314	4,890,314
リース資産（純額）	54,308	31,167
有形固定資産合計	13,551,241	13,043,811
無形固定資産		
ソフトウェア	9,374	11,281
リース資産	27,291	10,270
電話加入権	4,284	4,284
商標権	104	66
無形固定資産合計	41,054	25,902
投資その他の資産		
投資有価証券	10,300	10,300
長期前払費用	20,375	10,997
前払年金費用	1,827	16,258
差入保証金	51,771	51,771
その他	14,630	14,630
投資その他の資産合計	98,904	103,956
固定資産合計	13,691,199	13,173,670
資産合計	16,342,215	16,298,000

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	79,300	206,293
短期借入金	3,000,000	1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	448,000	448,000
リース債務	102,888	73,596
未払金	452,379	614,679
未払費用	49,710	122,636
未払法人税等	5,092	3,742
前受金	65,354	53,213
預り金	51,296	66,809
前受収益	42,529	54,302
賞与引当金	29,520	-
その他	37,517	33,536
流動負債合計	4,363,589	2,676,810
固定負債		
社債	2,000,000	2,000,000
長期借入金	8,064,000	9,840,000
リース債務	85,294	33,799
長期未払金	151,311	65,346
長期預り保証金	625,072	624,572
繰延税金負債	630	5,609
固定負債合計	10,926,309	12,569,327
負債合計	15,289,898	15,246,138
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	25,000	25,000
その他資本剰余金	1,579,469	1,559,414
資本剰余金合計	1,604,469	1,584,414
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	651,999	632,372
利益剰余金合計	651,999	632,372
自己株式	152	180
株主資本合計	1,052,316	1,051,861
純資産合計	1,052,316	1,051,861
負債純資産合計	16,342,215	16,298,000

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
売上高	3,191,977	5,369,822
売上原価	611,106	952,492
売上総利益	2,580,871	4,417,330
販売費及び一般管理費	4,076,391	4,528,684
営業損失()	1,495,519	111,353
営業外収益		
補助金収入	¹ 855,535	¹ 260,637
受取手数料	2,149	2,216
基地局設置手数料	2,399	2,399
受取保険金	2,837	1,047
その他	3,803	6,230
営業外収益合計	866,726	272,531
営業外費用		
支払利息	124,136	120,456
支払手数料	7,228	7,228
その他	6,076	1,791
営業外費用合計	137,440	129,475
経常利益又は経常損失()	766,233	31,702
特別利益		
固定資産売却益	² 453,761	-
特別利益合計	453,761	-
特別損失		
固定資産除却損	5,384	3,353
特別損失合計	5,384	3,353
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	317,856	28,349
法人税、住民税及び事業税	3,845	3,743
法人税等調整額	-	4,978
法人税等合計	3,845	8,721
四半期純利益又は四半期純損失()	321,701	19,627

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

- 1 補助金収入の内訳は次のとおりであります。
前第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
主に新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金であります。

当第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
主に新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金であります。

- 2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。
前第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
京都府京都市東山区の土地建物を譲渡した事による譲渡益です。

当第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年12月31日)
減価償却費	601,431千円	574,405千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2021年9月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、A種優先株式を発行し、2021年9月30日付けでD B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合から第三者割当増資の払込みを受け、資本金500,000千円及び資本準備金500,000千円を増加しましたが、同日に会社法第447条第1項並びに第448条第1項の規定に基づき、資本金を1,968,916千円、資本準備金を1,225,221千円減少し、その他資本剰余金に振り替えております。加えて同日会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を1,694,934千円減少し、繰越利益剰余金を同額増加しました。

この結果、当第3四半期会計期間末において資本金100,000千円、資本剰余金1,604,469千円、利益剰余金321,701千円となっております。

当第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月22日 定時株主総会	A種優先株式	20,054	20,054.79	2022年3月31日	2022年6月23日	資本剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

当社は、内外顧客の宿泊・料理飲食・宴会等を中心とするホテル経営及びホテル付随業務を事業内容としております。経営資源の配分の決定及び業績評価は当社全体で行っていること等から判断して、報告セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

当社は、内外顧客の宿泊・料理飲食・宴会等を中心とするホテル経営及びホテル付随業務を事業内容としております。経営資源の配分の決定及び業績評価は当社全体で行っていること等から判断して、報告セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	宿泊部門	宴会部門	レストラン部門	その他	合計
室料売上	888,718	141,508	7,099	-	1,037,326
料理売上	-	251,269	859,958	-	1,111,227
飲料売上	3,721	43,637	89,694	-	137,054
雑貨売上	8,335	109,859	23,272	16,704	158,171
その他	103,311	225,029	85,837	88,892	503,071
顧客との契約から生じる収益	1,004,087	771,303	1,065,861	105,597	2,946,850
その他の収益	-	-	-	245,127	245,127
外部顧客への売上高	1,004,087	771,303	1,065,861	350,724	3,191,977

当第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	宿泊部門	宴会部門	レストラン部門	その他	合計
室料売上	1,765,676	217,582	10,347	-	1,993,606
料理売上	-	639,656	1,204,106	1,024	1,844,787
飲料売上	4,795	130,852	167,870	-	303,518
雑貨売上	19,272	196,148	28,872	27,843	272,136
その他	192,351	293,600	127,808	82,239	696,000
顧客との契約から生じる収益	1,982,097	1,477,839	1,539,005	111,107	5,110,049
その他の収益	-	-	-	259,773	259,773
外部顧客への売上高	1,982,097	1,477,839	1,539,005	370,880	5,369,822

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	27円51銭	1円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()	321,701千円	19,627千円
普通株主に帰属しない金額	10,191千円	- 千円
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()	331,893千円	19,627千円
普通株式の期中平均株式数	12,065,199株	12,065,170株

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月14日

株式会社京都ホテル
取締役会 御中

ひかり監査法人

京都事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 光田 周史

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岩永 憲秀

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社京都ホテルの2022年4月1日から2023年3月31日までの第104期事業年度の第3四半期会計期間(2022年10月1日から2022年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2022年4月1日から2022年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京都ホテルの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。